



いじめなごい。
すてないで。

動物の 遺棄・虐待は 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合、
5年以下の懲役 または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合、
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

- ・村山保健所 生活衛生課 ☎023-627-1187
- ・最上保健所 生活衛生室 ☎0233-29-1261
- ・置賜保健所 生活衛生課 ☎0238-22-3750
- ・庄内保健所 生活衛生課 ☎0235-66-4748
- ・山形市 動物愛護センター☎023-681-1210

動物の遺棄・虐待についての相談・通報はお近くの保健所へ

(保健所で状況を伺ったうえで、警察への連絡をお願いする場合があります。)

猫は室内で飼いましょう

猫を外に出すと、交通事故やけが、感染症、迷子などの危険がいっぱいで飼い猫が命を落としてしまうかもしれません。また、ふん尿、鳴き声、花壇への立ち入り、敷地への侵入など周辺への迷惑につながります。



☆放し飼いが招くこと

猫への影響	地域への影響
交通事故の危険	ふん尿被害
感染症やけが	騒音や悪臭
迷子や行方不明	敷地への侵入
望まない繁殖	住民トラブル

🏠室内飼育が基本です



猫は室内でも安心して暮らせます。外に出さないことで、事故や病気、迷子のリスクを減らせます。あわせて、首輪や迷子札などで所有者を明らかにすることも大切です。環境省は、飼い主に対して、最後まで責任をもって飼うこと、近隣に迷惑をかけないこと、繁殖制限措置を行うこと、所有者を明らかにすることを呼びかけています。

☆お願いしたいこと

飼い主の皆さまへ

- ・猫は外に出さず、室内で飼いましょう
- ・不妊・去勢手術を検討しましょう
- ・迷子札や首輪などを付けましょう
- ・ふん尿や鳴き声など近隣への配慮を徹底しましょう



地域の皆さまへ

猫に困りごとがあるときは、自分だけで悩むのではなく、自治会や自治体の相談窓口につなげましょう。地域での声掛けなどが、猫の命と暮らしの安心を守ります。

